



# 消費生活

# サポーター通信

令和5年度第1号

今月のテーマ

## 通信販売の 定期購入に注意！

### 事例



・スマホに表示された**定期購入の縛りなし**の無料の美容クリームを注文した。

・注文完了直後、美容液をもらえる**特別割引クーポン**が表示されたので利用した。

・届いた商品に請求書が入っており、『**4ヶ月定期購入コース総額4万円**』と記載していたため、おかしいと思い、業者に連絡すると「**特別割引クーポン**を利用しているので、定期購入コースに変更になっている。」と言われた。

・**特別割引クーポン**を利用すると、コースが変更されると思っていなかったなので、解約できないか。

### アドバイス

## いつの間にか定期購入に？

注文完了直後に表示された**特別割引クーポン**やおまとめコースなどで、**契約内容が変わっていないか、最終確認画面で確認を!!**



### トラブルを防ぐために

#### 注文する前に確認しよう

- ・定期購入が条件になっていないか
- ・支払いの総額
- ・解約の際の連絡手段
- ・返品の可否とその条件、解約条件
- ・利用規約の内容
- ・「最終確認画面」をスクリーンショットで保存



**重要!**

令和4年6月1日施行

**改正特定商取引法**により、事業者は、取引における基本的な事項について、**最終確認画面で明確に表示することが必要となりました。**

消費者の皆さんは、注文を確定する前の画面で、必要事項をしっかりと確認するようにしましょう。



### **注意** 通信販売には**クーリング・オフ制度**が適用されません。

販売業者側の表示内容（返品特約）に従うこととなります。表示がない場合は、商品到着後8日間以内に消費者が送料を負担して返品することが可能です。



### ◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや  
**188**



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和5年4月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から

「@638mbqrq」をID検索する

青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
(消費者教育推進大使)  
アルミちゃん  
君 (Ttl. Me)